

日の出町未来わくわく支援金の支給に関する条例施行規則

令和4年12月28日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、日の出町未来わくわく支援金の支給に関する条例（令和4年日の出町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(認定の請求)

第3条 支援金の支給を受けようとする保護者（以下「対象者」という。）は、必要事項の記載、同意事項の承諾及び記名をした日の出町未来わくわく支援金認定請求書（様式第1号）により、町長に申請するものとする。

(認定及び却下)

第4条 町長は、対象者について、条例第4条の規定により受給資格（以下「受給資格」という。）を有する者として認定したときは、日の出町未来わくわく支援金認定通知書（様式第2号）により通知する。

2 町長は、対象者について、受給資格を有する者として認定しないときは、日の出町未来わくわく支援金却下通知書（様式第3号）により通知する。

(支給)

第5条 支援金の支給は、対象者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 対象者が災害その他やむを得ない理由により第3条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、支援金の支給は、前項の規定にかかわら

ず、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から行う。

- 3 支援金は、毎年、8月に当該年度に属する4月から7月分を、12月に当該年度に属する8月から11月分を、翌4月に当該年度に属する12月から3月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった支援金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の支援金は、その支払期月でない月であっても、支払うことができるものとする。
- 4 前項に規定する支援金の支給日は、支払期月の15日とする。ただし、当日が休日の場合は、その前日以前において休日でない日とする。
- 5 前条第1項の規定により認定された者（以下「受給者」という。）に支援金の支払をしたときは、日の出町未来わくわく支援金支払通知書（様式第4号）により通知する。

（支給方法）

第6条 支援金の支払は、受給者の指定した金融機関の預金口座に振り込む方法により支給するものとする。

（届出義務）

第7条 受給者は、その申請内容に変更が生じたときは、速やかに、日の出町未来わくわく支援金変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（支給額の改定）

第8条 受給者につき、支援金の額が増額することとなるに至った場合における額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の改定について準用する。
- 3 受給者につき、支援金の額が減額することとなるに至った場合における額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
- 4 受給者は、第1項及び前項の規定による額の改定を行うべき事由が生じた

ときは、速やかに、日の出町未来わくわく支援金額改定請求書（様式第 6 号。以下「額改定請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 5 町長は、前項の規定により額改定請求書を受理したときは、審査の上、それぞれ日の出町未来わくわく支援金額改定（増額・減額）通知書（様式第 7 号）を当該受給者に交付する。

（未支払の支援金）

第 9 条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき支援金で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が監督保護していた支給要件のこどもの親権者にその未支払の支援金を支払うことができる。

（支払の調整）

第 10 条 支援金を支給すべきでないにもかかわらず、支援金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた支援金は、その後に支払うべき支援金の内払とみなすことができる。支援金の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の支援金が支払われた場合における当該支援金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

（支給の停止）

第 11 条 受給者は、個人の理由により支援金の受給を辞退し、受給の停止をするときは、日の出町未来わくわく支援金辞退届（様式第 8 号。以下「辞退届」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の辞退届を受理したときは、日の出町未来わくわく支援金支給停止通知書（様式第 9 号。以下「支給停止通知書」という。）を当該受給者に交付し、辞退届を受理した翌月から支援金の支給を停止する。
- 3 町長は、条例第 7 条の規定により支給停止となった者に、支給停止通知書を交付し、支給停止となる年度の当初から支援金の支給を停止する。ただし、

条例第7条第2項に規定する各支給時点における現年度分の滞納とみなす
判定期間のみにより支給停止となった者は、第5条第3項に規定する各期支
払月の支払対象開始月からとする。

(条例第7条第2項に規定する判定期間)

第11条の2 条例第7条第2項に規定する判定期間のうち各期支給時点にお
ける現年度とは、納期限が各期支払月の前月2日以前に納期が到来した現年
度分とする。

(受給再開の届出)

第12条 第11条第2項の規定により支給の停止を受けている者は、受給の再開
を希望するときは、日の出町未来わくわく支援金受給再開届（様式第10号。
以下「再開届」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、第11条第1項の規定により支給の停止を受けている者から前項の
再開届を受理したときは、日の出町未来わくわく支援金支給再開通知書（様
式第11号。以下「再開通知書」という。）を発行し、再開届を受理した翌月
から支援金を支給する。

3 第11条第3項の規定により支給の停止を受けている者は、当該滞納を解消
し、受給の再開を希望するときは、再開届を町長に提出しなければならない。

4 町長は、第11条第3項（ただし書を除く。）の規定により支給の停止を受
けている者から再開届を受理したときは、当該滞納が解消されたことを確認
した後に、再開通知書を発行する。なお、支援金の支給再開月は、再開届を
受理した翌月からとする。ただし、当該滞納が解消されたことを確認するこ
とができなかったときは、日の出町未来わくわく支援金受給再開却下通知書
（様式第12号。以下「再開却下通知書」という。）を当該支給の停止を受け
ている者に交付し、引き続き支援金の支給を停止する。

5 町長は、第11条第3項ただし書の規定により支給の停止を受けている者か
ら再開届を受理したときは、当該滞納が解消されたことを確認した後に、再

開通知書を発行する。なお、支援金の支給再開月は、年度の当初から既に支払をした支払対象月数を控除した月からとする。ただし、当該滞納が解消されたことを確認することができなかったときは、再開却下通知書を当該支給の停止を受けている者に交付し、引き続き支援金の支給を停止する。

- 6 前項において「滞納」とは、当該年度の最終納期までに支払がなされなかったものをいう。

(受給資格の消滅)

第13条 受給者は、受給資格の要件を欠くに至ったときは、速やかに、日の出町未来わくわく支援金受給事由消滅届（様式第13号）を町長に提出しなければならない。ただし、支給要件のこどもが15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡した場合においては、この限りでない。

- 2 町長は、前項の受給者がその受給資格の要件を欠くと認めた場合は、日の出町未来わくわく支援金事由消滅通知書（様式第14号）により当該受給者であった者に通知する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(検証)

- 2 この規則の施行後、社会経済状況の変化を勘案し、3年後を基準として、支援金の支給についての検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(日の出町次世代育成クーポン交付規則の廃止)

- 3 日の出町次世代育成クーポン交付規則（平成18年日の出町規則第1号）は、廃止する。

(準備行為)

- 4 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。